

## 令和2年度免許状更新講習受講対象者

- ①令和3年3月31日に修了確認期限を迎える旧免許状所持者（第1グループ期間内に免許状を更新した者）
- ②令和4年3月31日に修了確認期限を迎える旧免許状所持者（第2グループ期間内に免許状を更新した者）
- ③有効期間の満了の日が令和3年3月31日である新免許状所持者
- ④有効期間の満了の日が令和4年3月31日である新免許状所持者  
 平成22年度及び平成23年度に大学を卒業するなどして所要資格を満たし、同時に初めて教員免許状を取得した場合の多くがこのグループに該当すると考えられます。
- ⑤幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭等

参考：旧免許状所持者の生年月日等、修了確認期限、免許状更新講習の受講期間等の対応表

	対象となる者又は 対象生年月日	修了確認期限	免許状更新講習の受講及び免許 管理者への修了確認申請期間
第1グループ (2巡目) ※	平成23年3月31日を修了確認期限として更新手続きを行った者  (参考) 平成23年3月31日を最初の修了確認期限とする方の生年月日 昭和30年4月2日～ 昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～ 昭和51年4月1日	令和3年3月31日	平成31年2月1日～ 令和3年1月31日
第2グループ (2巡目) ※	平成24年3月31日を修了確認期限として更新手続きを行った者  (参考) 平成24年3月31日を最初の修了確認期限とする方の生年月日 昭和31年4月2日～ 昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～ 昭和52年4月1日	令和4年3月31日	令和2年2月1日～ 令和4年1月31日

※ (2巡目)に含まれる者は、1巡目に更新を行った者に限られることに留意すること。また、現在、休眠状態の免許状を所持する者は随時更新講習の受講が可能であることに留意すること。